

当薬局を利用されるみなさまへ

- 当薬局は、服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックします。
- 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準を満たし、調剤基本料(1)を算定する薬局です。
- 当薬局は、処方せんによる医師の指示があるときは、在宅で療養されている患者さん宅を訪問して服薬指導等を行う「在宅患者訪問薬剤管理指導」届出薬局です。
- 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準を満たし、地域支援体制加算(1)を算定する薬局です。
- 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準を満たし、後発医薬品調剤体制加算(2)を算定する薬局です。後発医薬品(ジェネリック医薬品)の調剤を積極的に行っています。
- 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準を満たし、在宅薬学総合体制加算(1)を算定する薬局です。
- 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準を満たし、医療DX推進体制整備加算を算定する薬局です。
- 当薬局は、オンライン資格確認等システムを通じて患者さんの診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導等を行う際に当該情報を閲覧し、活用しています。
- 当薬局は、マイナンバーカードの健康保険証利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- 当薬局は、電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療DXに係る取組を実施しています。
- 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準を満たし、医療情報取得加算を算定する薬局です。
- 当薬局は、オンライン資格確認を行う体制を有しています。

- 当薬局は、来局した患者さんに対し、薬剤情報、特定健診情報
その他必要な情報を取得・活用して調剤等を行っています。
- 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準を満たし、連携強化加算
を算定する薬局です。
- 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準を満たし、調剤管理加算
を算定する薬局です。
- 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準を満たし、かかりつけ薬
剤師指導料、かかりつけ薬剤師包括管理料を算定する薬局です。
- 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準を満たし、服薬調整支援
料 2 を算定する薬局です。
- 当薬局では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に
推進していく観点から、領収証発行の際に、個別の調剤報酬の
算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。また、公費
負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明
細書を無料で発行いたします。明細書の発行を希望されない方
は、会計窓口にご旨お申し出下さい。
- 当薬局では、健康に関するご相談を承っております。
「薬」のこと「健康」のこと、薬剤師にお気軽にご相談下さい。

ともえ伊賀良薬局